

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目		10 小水力発電設備
担当部局		交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課
企業からの意見		河川法に基づく河川の利用許可についての規制緩和
規制の目的・現状		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の流水使用の秩序の維持、河川環境や水質保全のための流水の維持、洪水・高潮などの災害防止の機能の維持のため規制が設けられており、流水を占用する場合、河川区域内の土地を占用する場合、河川区域内に工作物を設置する場合等は河川管理者の許可を得る必要がある。 ・ 平成 24 年及び 25 年河川法令改正により、水利使用（流水の占用）について許可手続の簡素化が図られた。
該当法令等		河川法第 23 条、第 23 条の 2、第 24 条、第 26 条、 河川法施行令第 14 条の 2、河川法施行規則第 11 条、第 11 条の 2 河川敷地占用許可準則、河川管理施設等構造令
他県の状況（他県比較）		法令に基づくものであり、全国一律の取扱い
これまでの見直しの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年河川法施行令改正により、一級河川の指定区間における小水力発電（1,000kw 未満）に係る水利使用許可権限が、国土交通大臣から都道府県知事に移譲された。 ・ 平成 25 年河川法改正により、既に水利使用の許可を得た農業用水等を利用して小水力発電（従属発電）を行う場合は、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとした。
見直す場合の手続き		地方公共団体の裁量(条例、規則の制定等)による対応不可
規制緩和による影響	規制する側	治水上、又は利水上の支障、他の工作物への影響、景観その他自然的社会的環境等に配慮する必要がある。
	規制される側	手続の簡素化により早期に事業を開始できる。
規制緩和の方向性		<p>国はこれまでも小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところである。今のところ更なる改正は予定されていないが、新たな方針が示されれば速やかにそれに従う。</p> <p><u>なお、県は今後とも小水力発電を推進する関係機関と連携し、市町、事業者等に対して水利使用に係る制度の周知を図っていく。</u></p>
規制を維持する場合はその理由		—